

薬生発 0621 第 2 号
令和 3 年 6 月 21 日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

令和 3 年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業
の実施について

標記事業について、別紙「令和 3 年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱

第1 目的

医療現場における薬剤師の業務については、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な対応が必要であることから、薬剤師免許取得後に医療機関等における実地研修（以下「卒後研修」という。）の充実が求められている。厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（研究代表者：山田清文 名古屋大学医学部附属病院教授（令和1～3年度））（以下「調査研究」という。）によると、大学病院等では独自のカリキュラムで卒後研修が実施されているが、その実施内容や養成する薬剤師は様々であり、卒後研修で必要とされるカリキュラムの考え方が存在せず、卒後研修が効果的に実施できていないことが課題としてあげられている。

そのため、卒後研修の現状、課題及び調査研究で検討された卒後研修プログラムの考え方等を踏まえ、卒後研修をモデル事業として実施し、卒後研修の効果的な実施のための調査・検討を行うことにより、将来的な薬学教育における卒前の臨床教育との連携を見据え、医療機関等において用いられる標準的な卒後研修カリキュラムの作成に繋げることを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

- (1) 公益法人又は公益性を有する活動を実施しているものとして認められる法人であること。
- (2) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (3) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 医療や薬学教育（卒後臨床研修を含む）について、幅広い知見と経験を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の実施体制

事業実施者である法人が中心となり、上記第1の目的及び下記(2)～(4)を踏まえ、各地域における卒後臨床研修のモデル事業の具体的な実施内容を含む実施計画書(任意様式)を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

(2) モデル事業の実施

厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」(研究代表者:山田清文 名古屋大学医学部附属病院教授 (令和1～3年度))の資料8「薬剤師の卒後研修プログラム(案)」を踏まえ、各地域の医療機関等(8か所)において卒後臨床研修をモデル事業として実施する。

具体的には、別添に基づき各地域において卒後臨床研修プログラムを策定し、薬剤師免許取得後の薬剤師を対象に、同プログラムに基づいて医療機関等における卒後臨床研修を実施すること。本事業における卒後研修は、卒前実習並びに専門薬剤師研修との連携・接続を踏まえた内容とし、日常的に遭遇する疾患の薬物治療において、服薬指導、薬物治療管理等に必要な実践的な知識・技能・態度を習得すること(ジェネラリストの育成)を目標とすること。また、研修対象者としては、薬局勤務を希望する者も含めること。

なお、事業の実施に際しては、各地域の薬剤師会・病院薬剤師会等の関係団体とも協力しながら実施すること。

(3) 卒後臨床研修のあり方等に関する検討

モデル事業の実施結果を踏まえ、医療機関等の規模・機能、医療機関－薬局連携等の各地域における卒後臨床研修の実施体制、及び実施した卒後臨床研修プログラム等に関する課題の抽出を行うと共に、これらの課題を解決するための方策や卒後臨床研修の効果的な実施、卒前の臨床教育と卒後臨床研修の効果的な連携のあり方等について検討を行うこと。

(4) 最終報告書の作成及び実施成果等の情報発信

本事業の実施後、事業の実施計画書及び実施結果、並びに上記(3)の検討内容を含む最終報告書(任意様式)を作成すること。

さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信を行うこと。情報発信の時期については、令和4年度以降となっても差し支えないが、その際は、実施する情報発信の内容を報告書に記載すること。・報告書のホームページへの掲載等による情報発信

- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学術論文の投稿

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

(1) モデル事業の実施にあたっては、8つの地域ブロック(北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州沖縄)からそれぞれ1か所の医療機関等を選定すること。その際、特定の機能を有する機関に偏重することなく、様々な機能・規模の医療機関等(地域その他医療機関・薬局等との連携も含む)を公平に選定すること。

(2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (4) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和3年6月21日より適用する。

(別添)

研修プログラムにおける実施項目

1. 医療機関での実施事項

- (1) 初期研修（医療倫理、接遇、医療安全、個人情報保護、防災・災害対応、感染対応）
- (2) 内服・外用・注射剤の調剤（散薬、水薬、軟膏等の調剤、医薬品（麻薬・毒薬・向精神薬）の管理処方監査、配合変化、点滴速度、投与間隔）
- (3) 外来患者の薬物治療管理（外来化学療法室・投薬窓口での薬剤情報提供や指導、薬剤師外来）
- (4) 入院患者の薬物治療管理（入院時の薬局との連携、持参薬確認、服薬指導、薬剤管理指導記録の作成、副作用モニタリング、退院指導（薬局や介護事業者等との連携を含む））
- (5) 無菌調製（完全静脈栄養（TPN）、抗がん剤、末梢点滴、持続シリンジ、自己調節鎮痛法（PCA）、レジメン監査）
- (6) 医薬品情報（DI）（医薬品情報の収集・提供、多職種からの問い合わせ対応、医薬品の鑑別）
- (7) 治療薬物モニタリング（TDM）（初期投与設計、血中濃度に基づく投与量調節）
- (8) 手術室・集中治療室（管理薬（麻酔薬・向精神薬・麻薬・筋弛緩薬）の管理、処方指示内容の監査）
- (9) 小児科・産婦人科・精神科等の専門科

※・括弧内は研修内容の例

- ・(1) は、各機関で既に実施済みの場合は省略可能。
- ・(5)～(9) は、各機関の状況に応じて、可能な範囲で選択して実施

2. 薬局での実施事項

- (1) 調剤業務・服薬指導
- (2) 医療機関との連携（外来診療時／入院時／退院時）
- (3) 在宅訪問業務
- (4) OTC医薬品販売を含むセルフケア・セルフメディケーションの対応

※(3)(4) は、各薬局の状況に応じて、可能な範囲で選択して実施

3. 実施期間

上記1及び2の実施時間の合計が、概ね12週間以上となるように計画すること。